赤平市耐震改修促進計画　概要版

平成３０年３月　赤平市

1. 計画策定の背景と目的

(1)計画策定の背景

国は、甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災を教訓に、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という）を制定しました。

赤平市では、平成22年3月に「赤平市耐震改修促進計画」を策定し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度までに９割とする目標を掲げ、病棟、消防署の改築のほか、小中学校を中心に建築物の耐震化を促進してきました。

その後の東日本大震災（平成23年3月発生）等を受け、改正耐震改修促進法（平成25年11月）が施行され、平成28年に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」、「北海道耐震改修促進計画」の見直しが行なわれました。

(2)計画策定の目的

赤平市耐震改修促進計画（以下「本計画」という）は、「改正耐震改修促進法」及び「北海道耐震改修促進計画」と整合性を図りつつ、地震災害から市民の生命及び財産を守るため、市内の新耐震基準※導入前となる昭和56年以前に建てられた住宅及び建築物の“地震に対する安全性の向上”にむけた耐震化を計画的に促進することを目的とし、平成22年3月策定の計画を見直します。

(3)計画策定の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条に基づき策定する計画です。

また、北海道の耐震改修の基本方針を定めた「北海道耐震改修促進計画」の他、第5次赤平市総合計画及び赤平市地域防災計画等との整合を図ります。

【赤平市耐震改修促進計画の位置づけ】

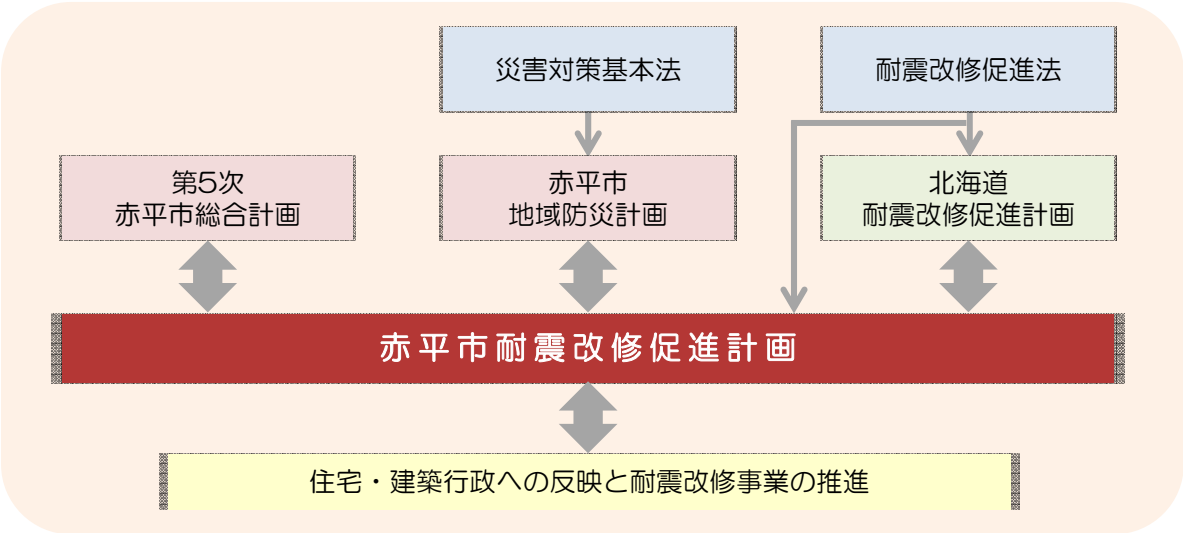

(4)計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。なお、今後の社会経済状況の変化や関連計画の改訂等に対応するため、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

※　新耐震基準：建築基準法（昭和25年法律第201号）施行令の改正（昭和56年6月1日）により、中地震（震度5強程度）では構造体が損傷せず、大地震（震度6強程度）では崩壊から人命を保護することを目標とした新しい耐震基準

2. 赤平市で想定される地震による規模と被害

(1)地震の規模

地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部北方建築総合研究所（以下「北総研」という）から提供された、北海道における被害想定の対象である24地震の震度データのうち、赤平市役所周辺での揺れが最も大きい**「沼田－砂川付近の断層帯による地震」**を想定地震とします。

【北海道における被害想定の対象地震（北総研）】

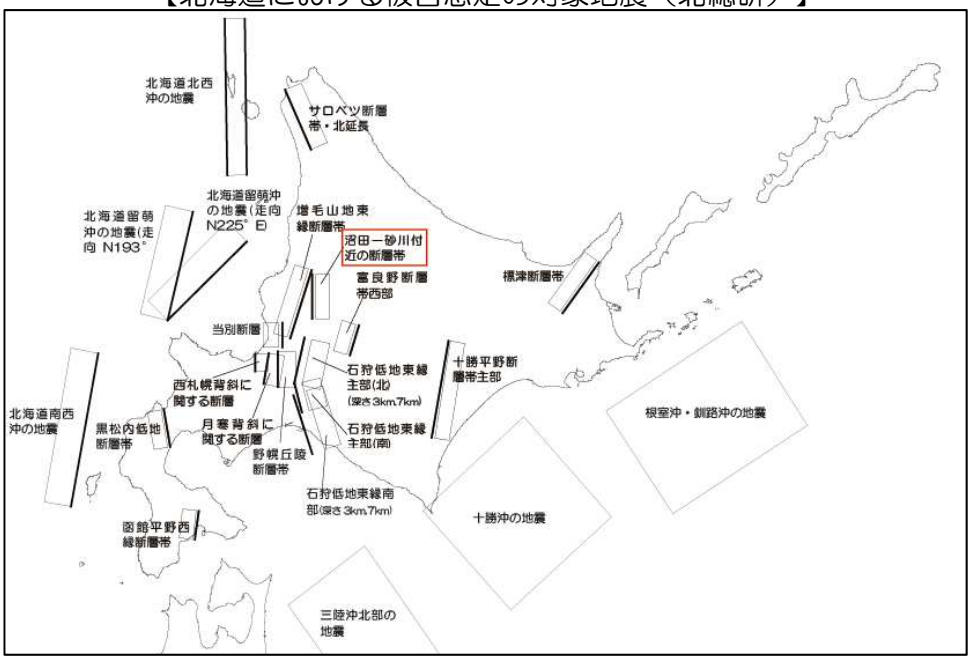

この地震では、平岸や字茂尻といった市街地東部で震度６弱、赤平市役所を中心とした市街地中部で震度６強、住吉町や共和町といった市街地西部では震度７の揺れが予想されます。

【沼田―砂川付近の断層帯による震度分布】

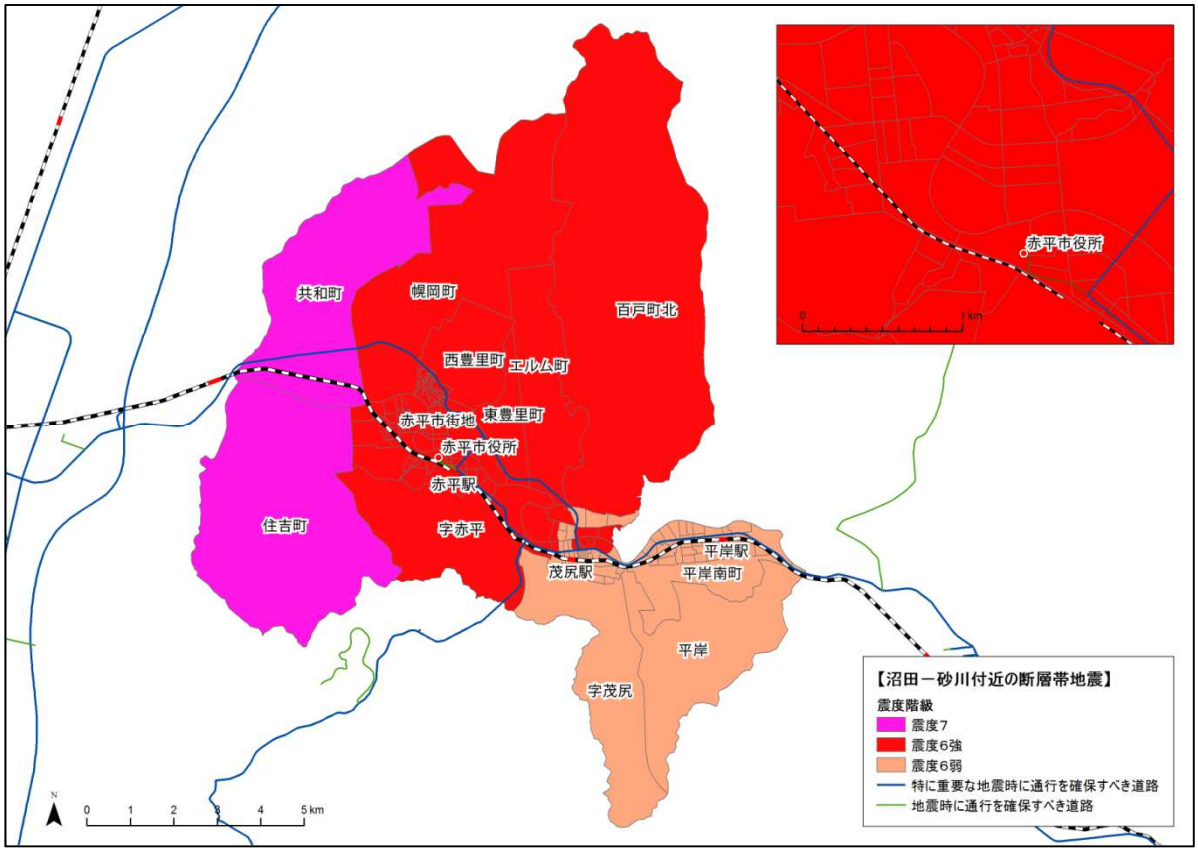

(2)地震の被害

「沼田ー砂川付近の断層帯による地震」が発生した場合、建築物の被害は、建築物全体の約41%、2,466棟が全半壊すると推定されます。

また、人的被害では、死傷者が174人程度発生することが推定されます。

【沼田ー砂川付近の断層帯地震による建築物被害】

	木造建築物		非木造建築物		建築物合計		合計
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全半壊
被害棟数（棟）	934	1,368	50	114	984	1,482	2,466
建築物総数に対する被害割合	19.7%	28.9%	4.1%	9.3%	16.5%	24.8%	41.3%
建築物総棟数（棟）	4,738		1,231		5,969		5,969

【沼田ー砂川付近の断層帯地震による人的被害】

	死者数	負傷者数			合計
			重傷者数	軽傷者数	死傷者数
被害者数（人）	10	164	10	154	174
総人口に対する被害人口割合	0.1%	1.6%	0.1%	1.5%	1.7%
総人口（人）	10,568				

建築物の被害割合の地区別分布をみると、平岸を中心とした市街地東部で建築物の被害割合が少なく、震度7の揺れが予想される住吉町や共和町といった市街地西部で建築物の被害割合が大きくなると推定されます。

【沼田ー砂川付近の断層帯による建築物被害分布】

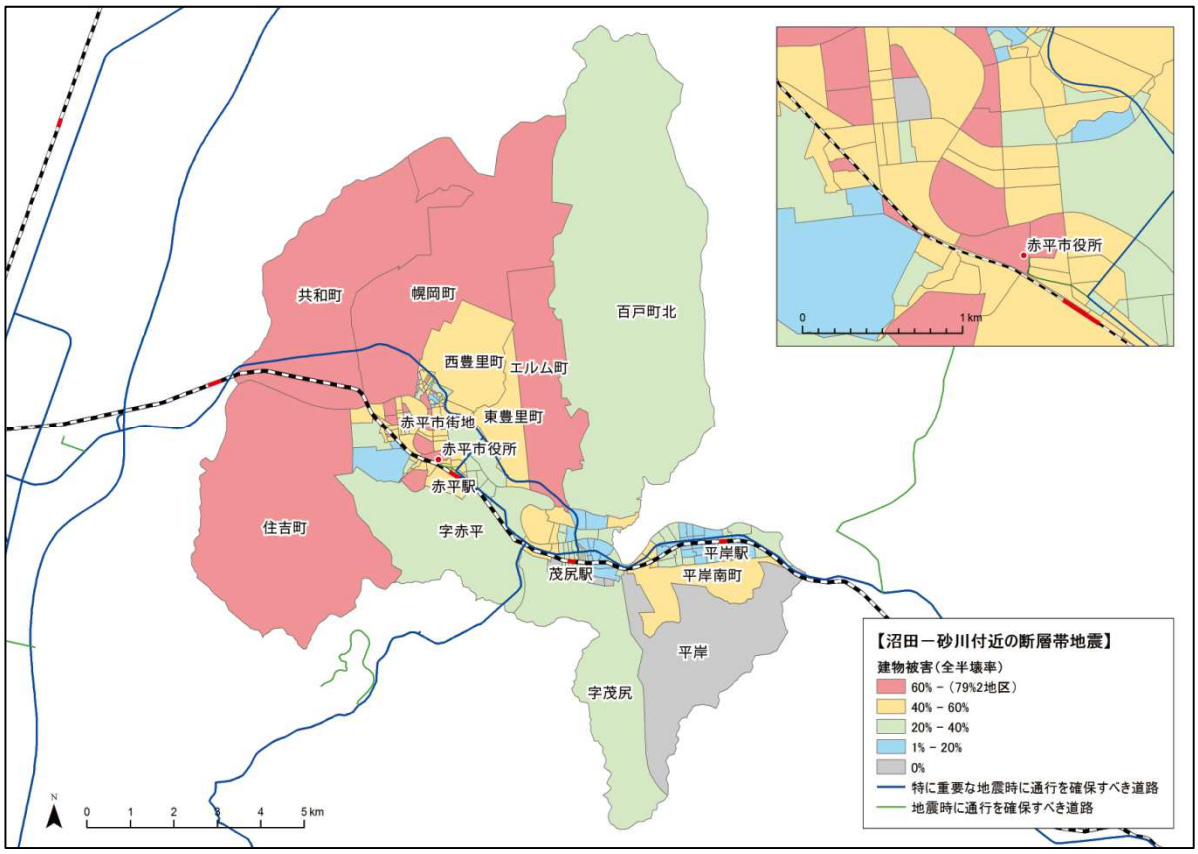

3. 住宅・多数建築物の耐震化の目標

(1)耐震化の現状と目標

1.耐震化の現状

平成29年度における住宅の耐震化率は78.4%、多数利用建築物の耐震化率は76.9%となっています。平成21年度（当初計画策定時）と比べ、住宅の耐震化率は81.4%から3%低下しました。

これは平成21年度以降における「北海道による耐震診断」の実績数の増加に伴い、昭和56年以前建設の住宅において耐震性を有すると推定される割合が38%（平成21年度）から、24%（平成29年度）に下方修正された影響を受けたからです。

一方、市が有する多数利用建築物の耐震化率は、小学校を中心に耐震化を進めた結果、38.5%（平成21年度）から76.9%（平成29年度）と向上しました。

2.耐震化の目標

平成28年に改正された、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び「北海道耐震改修促進計画」では、住宅及び多数の者が利用する建築物（多数利用建築物）の耐震化率を平成32年度（2020年度）までに少なくとも95%にすることを目標にしています。

こうした国や北海道の目標と整合を図り、本計画では**住宅及び多数利用建築物の耐震化率**を、目標年次である5年後の**平成34年度（2022年度）までに95%以上**とすることを目標とします。

【住宅・多数利用建築物の耐震化の目標】

建築物の種類		平成 21 年度（当初計画策定時）	平成 29 年度	耐震化の促進	平成 34 年度（目標）
住　宅		81.4%	78.4%	▷	95%以上
多数利用建築物	うち市有建築物※1	38.5%	76.9%		100.0%
	うち民有建築物	―	71.4%		95%以上

(2)住宅の耐震化の目標

平成29年度の赤平市の住宅数は4,990戸と推計され、耐震化率は78.4%となっています。

目標年次である平成34年度（2022年度）の赤平市の総住宅数※2は4,825戸と推計され、目標の95%に到達するには、耐震性がない住宅を241戸以下にすることが必要であり、除却や建替等の自然更新の他に、621戸の耐震改修が必要となると想定されます。

目標に向け赤平市では、耐震診断・耐震改修に関する施策の実施や啓発及び知識の普及に取り組みます。

【住宅の耐震化の目標】

（戸）

		木造	非木造	
		民間住宅	公営住宅	民間住宅
総戸数		2,890	1,810	290
	昭和56年以前建築	1,530	775	126
	耐震性無	1,073	0	4
	耐震性有	457	775	122
	昭和57年以降建築	1,360	1,035	164
耐震化率	住宅種別	62.9%	100.0%	98.6%
	合計	78.4%		
目 標		95%		

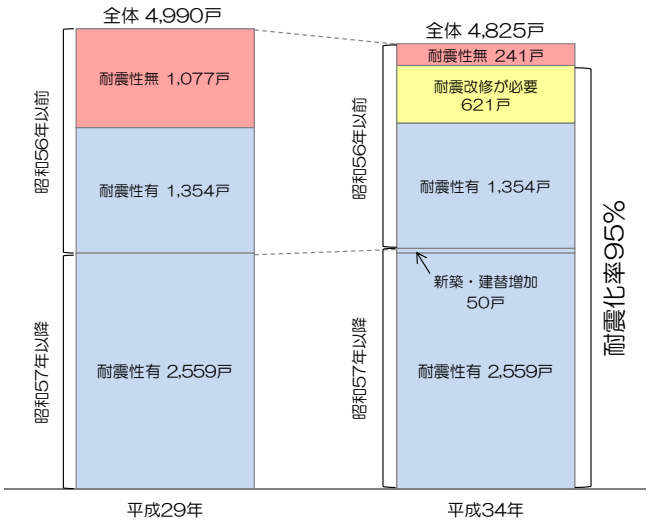

※1　市有多数利用建築物：公営住宅は平成21年度（当初計画策定時）より100%であるため除外する。

※2　総住宅数：空き家を除く、入居世帯のいる住宅数。

(3)多数利用建築物の耐震化の目標

1.市有多数利用建築物

赤平市が所有・運営する多数利用建築物（不特定多数の者が利用する市有施設。市立小中学校を含む）は、平成29年度で3施設のみ耐震性が不十分となっており、耐震化率は76.9%となっています。

平成30年度には、１施設の耐震改修と２施設の廃校や閉鎖を予定しており、耐震化率100%を達成する予定です。

2.民間多数利用建築物

民間の多数利用建築物は、平成29年度で14棟あり、新耐震基準施工前の昭和56年以前に建築された耐震性のない建物が４棟、耐震化率は71.4%となっています。

多数利用建築物全体で目標の95%に到達するためには、市有の多数利用建築物は平成30年度には耐震化率が100%になることから、新耐震基準施行前の昭和56年以前に建築された４棟のうち、３棟の耐震化を進める必要があります。

そのため、赤平市では所管行政庁である北海道と連携を図りながら耐震診断を推進し、耐震性確保にむけて啓発及び誘導を行い目標達成に努めます。

【多数利用建築物の耐震化の目標】

（棟）

			公共建築物	民間建築物
総棟数			13	14
	昭和56年以前建築		6	4
		耐震性無	3	4
		耐震改修済み	3	0
	昭和57年以降建築		7	10
耐震化率		住宅種別	76.9%	71.4%
		合計	74.1%	
目標			95%	

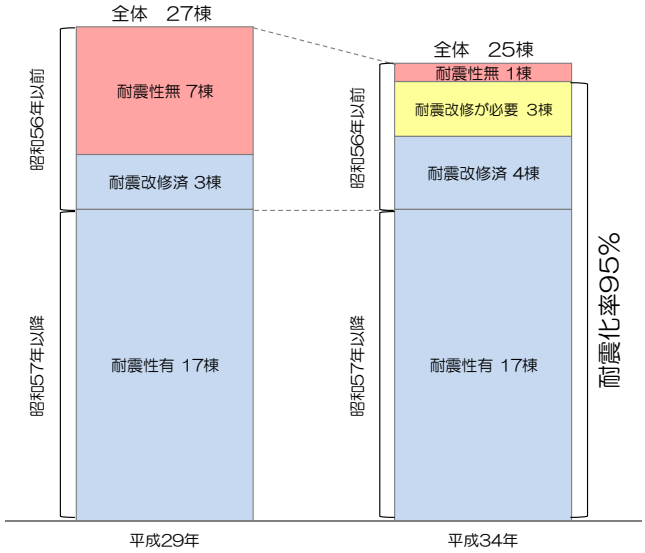

3.公的住宅

公的住宅に関しては、いずれも新耐震基準施行後に建築されたもの、もしくは新耐震基準施行前の昭和56年以前に建築された場合でも耐震性が確保されており、耐震化率は100%となっています。

(4)避難施設及び地震防災上重要な施設の耐震化の目標

「赤平市地域防災計画」において指定されている地震防災上重要な役割を担っている避難施設は23施設あり、すべて耐震性を有しています。

地震防災上重要な施設である市役所庁舎、あかびら市立病院、赤平消防署のうち、あかびら市立病院及び赤平消防署は既に建替えが完了し、残る市役所庁舎も平成30年度に耐震改修を予定しています。

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1)地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進

地震時に通行を確保すべき道路沿道にある昭和56年以前に建設された一定の高さ等を有する建築物の所有者に対しては、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう、建築基準法に基づく特定行政庁である北海道と連携し、指導及び助言並びに指示等を行います。

【地震時に通行を確保すべき道路】

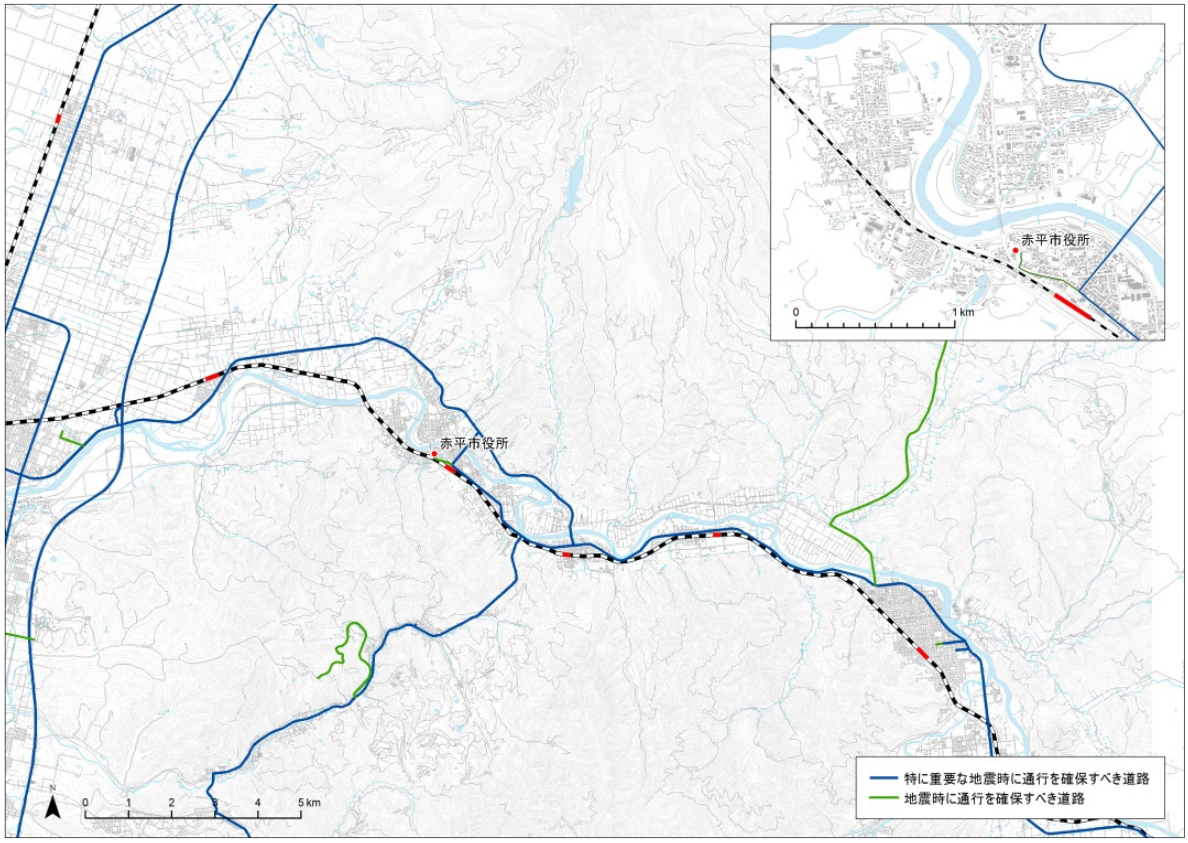

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号　平29情複、　第997号）

(2)耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援施策

1　総合的な取り組みの推進

「耐震化に向けた市民の意識啓発」、「北海道との協力による建築物所有者への指導及び助言」、「耐震改修に関わる支援制度の情報提供」等、各種施策を総合的に進めます。

2　専門家の資質、技術向上に向けた情報の提供

北海道との連携・協力により関連研究会や講習会等の情報提供に努め、専門家の技術力等の向上を図ります。

3　相談体制の整備

既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する相談に総合的に応えられる体制を構築し、専門家への情報提供のほか、市民からの住宅に関する一般的な相談に対応できるよう取り組みます。

4　「あんしん住宅助成事業」※の継続

平成22年から赤平市で実施している「あんしん住宅助成事業」について今後も継続を検討します。

※　「あんしん住宅助成事業」：赤平市で平成22年より実施している住宅改修工事等の費用の一部を助成する事業。対象となる工事は、省エネルギー工事（太陽光発電）、リフォーム工事など住宅の改修事業、耐震補強工事、構造強化工事、昭和56年以前に建築された住宅の解体工事等がある。

5. 啓発及び知識の普及を図るための施策

(1)情報の提供に関する支援施策

1　パンフレット等の配布

赤平市における地震の特性、耐震診断・耐震改修を支援する制度等を伝えるパンフレットを作成し、広く市民に配布します。

2　地震ハザードマップの作成

発生の恐れのある地震のゆれやすさや地震による建築物被害の程度等を地図上に表わした地震ハザードマップを作成し、啓発及び知識の普及を図ります。

3　各種イベント、講習会等の活用

地震対策に関する各種セミナー、講演会の情報提供に努めます。

4　地震防災に関する上記以外の情報提供

赤平市は、「きた住まいるランド」等の北海道の取り組みと連携し、相談窓口等を通じて地震防災パンフレット等普及・啓発ツールの配布を始め、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に関する情報の提供に努めます。

(2)住宅の自発的な取り組みの支援施策

1　リフォームに合わせた耐震改修の周知・誘導

設計者、施工者等と連携・協力し、リフォームに合わせて実施する耐震改修工事の周知・誘導に努めます。

2　家具の転倒防止

パンフレットの配布等を通じて、家具等の転倒防止対策の普及・啓発に努めます。

3　自動販売機の転倒防止

メーカー、清涼飲料等の小売団体等に協力を要請し、自動販売機の転倒による被害の防止対策の普及・啓発に努めます。

4　建築物やその敷地等の安全対策

北海道と協力し、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策やがけ地等に近接する住宅の移転促進等、建築物や敷地の総合的な安全対策の推進に努めます。

6. 計画の推進に関する事項

(1)北海道及び関係団体との連携について

赤平市では、特定行政庁である北海道と連携を図り、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」に参加し、本計画の着実な推進を図ります。

なお、この会議は、本計画に掲げた目標の進捗管理や施策に対する連携方策、市町村や建築関係団体の取り組みの情報交換の場として定期的に開催される予定です。

(2)計画推進体制について

今後、計画の推進に向けて庁内の関係部局が連携し、計画の推進に向けて所管する市有建築物及び民間建築物の耐震化について取り組んでいきます。